

平成20年度町民税・県民税、平成19年分所得税の申告の時期です。

申告書は早めに作成し、期限内に提出しましょう！

また、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で所得税の確定申告書が作成できますので、積極的に活用ください。

- 申告期間 2月18日（月）から3月17日（月）まで
※還付申告の方は2月1日（金）から受付します。
※土曜、日曜日及び祝日または時間外は受付していません。
- 申告会場 朝日町役場2階会議室
- 受付時間 午前9時から午後4時まで
※混雑の状況により、早めに受付を終了する場合があります。

■申告会場に関するお願い

- 申告会場は、自分で申告書を作成できない方などへのアドバイス、あるいは申告相談を行っているところです。会場受付にて「番号札」をお取りいただきお待ちください。
- 申告会場では、「所得税の確定申告の手引き」を参考に確定申告書などを作成していただき、ご不明な点について職員がアドバイスする「自書申告」を推進しています。
- 贈与・相続に関する申告、あるいは青色申告の方など専門的な知識を必要とする申告は対応できかねますので、税務署が用意する申告会場等をご利用ください。
- 自分で申告書が作成できている方は、税務署へ郵送してください。なお、朝日町役場1階税務係窓口でもお預かりしており、申告書を税務署へ送付いたします。

■申告にあたって準備しておくもの

申告内容により異なりますが、おおむね次のようなものが必要と思われます。

ご不明な場合は、おたずねください。

□収入（所得）に関するもの

※給与あるいは年金の源泉徴収票（原本） ※事業、農業、不動産所得の収支内訳書及び証拠書類（領収書等）

□所得から差し引くもの

※年金支払証明書、健康保険料領収書等 ※医療費控除用の領収書、明細書
※生命保険料控除証明書 ※地震保険料等控除証明書
※配偶者の所得が分かる資料 ※障がい者控除を受けるための証明書

□その他

※印鑑 ※振込先の分かるもの

■お断り

- ・申告に関する添付書類等が整っていない場合、整い次第あらためてお越しいたします。
- ・医療費控除の明細書（医療機関名・支払額・保険等での補填額・支払合計額）が計算されていない場合は、会場内の別席で作成していただくか、作成後、後日お越しいたします。
- ・医療費控除用の領収書は返却されません。ただし、必要な方は、返信用封筒に宛名・切手を貼り申告用紙と共に提出していただくと、返却されます。

■四日市税務署の申告会場

四日市税務署では、次のとおり申告会場が設営されます。

この期間は、税務署内には確定申告会場が設営されませんのでご注意ください。

- ・開設場所 四日市農協会館5階
- ・開設期間 2月12日（火）から3月17日（月）まで
- ・開設時間 午前9時から午後5時まで（混雑の状況により早めに受付を終了する場合があります）

※四日市税務署へのお問い合わせ（352-3141）

